

1 財産の範囲・分類

- 地方自治法において、「財産」とは、①公有財産 ②物品 ③債権 ④基金 の4つに分類される〔自治法 237①〕

2 「教育財産」に係る職務権限

- 地教行法において、教育委員会は「教育財産」の管理に関することを、一方、地方公共団体の長は、「教育財産」を取得し、及び処分することを担う〔地教行法 21(2)・22(4)〕

3 教育財産の取得

- 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまって、教育財産の取得を行い、また、取得したときは、速やかに、教育委員会に引き継がなくてはならない〔地教行法 28②③〕

《関係法令》

●地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（財産の管理及び処分）

第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

（長の職務権限）

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

四 教育財産を取得し、及び処分すること。

（教育財産の管理等）

第二十八条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまって、教育財産の取得を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。